

宮城県農業土木工事共通仕様書

新旧対照表

平成30年10月

宮城県農林水産部

(表紙裏面)

宮城県農業土木工事共通仕様書【改定後】	宮城県農業土木工事共通仕様書【現行】	備考
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 ～ 1-1-12 【略】</p> <p>1-1-13 工事の下請負 1. 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 【略】</p> <p>(4) 下請負人は、契約書第7条の2第1項に基づく社会保険等の<u>届出</u>をしていること。ただし、当該届出の義務がない者はこの限りでない。</p> <p>2. 【略】</p> <p>1-1-14 ～ 1-1-53 【略】</p> <p>第2章 材料 第1節 ～ 第12節 【略】</p> <p>第13節 宮城県グリーン製品及び県産木材製品等の活用 2-13-1 総則 1. ～ 3. 【略】</p> <p>4. 受注者は、木材製品を使用した場合、使用状況を<u>別に定める</u>様式に記入し、完了届を提出する際に監督職員に紙及び電子データで提出するものとする。様式は、宮城県農林水産部農村振興課ホームページからダウンロードして使用する。なお、他工事から転用した製品も<u>報告対象</u>とする。</p> <p>2-13-2 ～ 2-13-3 【略】</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 ～ 1-1-12 【略】</p> <p>1-1-13 工事の下請負 1. 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 【略】</p> <p>(4) 下請負人 (<u>受注者が直接契約締結するものに限る。以下「1次下請負人」という。</u>)は、契約書第7条の2第1項に基づく社会保険等の<u>届出義務を履行</u>していること。ただし、当該届出の義務がない者はこの限りでない。</p> <p>2. 【略】</p> <p>1-1-14 ～ 1-1-53 【略】</p> <p>第2章 材料 第1節 ～ 第12節 【略】</p> <p>第13節 宮城県グリーン製品及び県産木材製品等の活用 2-13-1 総則 1. ～ 3. 【略】</p> <p>2. 受注者は、木材製品を使用した場合、使用状況を<u>農村振興課が定める</u>様式に記入し、完了届を提出する際に<u>に</u>監督職員に紙及び電子データで提出するものとする。様式は、宮城県農林水産部農村振興課ホームページからダウンロードして使用する。なお、他工事から転用した製品は、<u>報告対象外</u>とする。</p> <p>2-13-2 ～ 2-13-3 【略】</p>	<p>改定内容</p> <p>[県] ・すべての下請負人を社会保険等加入建設業者に限定</p> <p>[県] ・様式及び報告対象の変更 ・誤記の修正</p>

宮城県農業土木工事共通仕様書に基づく提出様式
新旧対照表

宮城県農業土木工事共通仕様書に基づく提出様式

目次

工事履行報告書	200
事故の第一報、続報	201
事故報告書	202
工事打合せ簿	203
段階確認書・立会願	204
施工体制台帳	205
再下請負通知書	207
施工体系図	209
施工体制台帳（顔写真）	210
再生資源化等報告書	211
再生資源利用計画書(実施書)	
－ 建設資材搬入工事用 －	213
再生資源利用促進計画書(実施書)	
－ 建設副産物搬出工事用 －	214
ダンプトラック等管理表	215
建設発生土搬出量等管理表	216
高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	217
<u>木材利用実績報告書</u>	<u>219</u>

宮城県農業土木工事共通仕様書に基づく提出様式

目次

工事履行報告書	200
事故の第一報、続報	201
事故報告書	202
工事打合せ簿	203
段階確認書・立会願	204
施工体制台帳	205
再下請負通知書	207
施工体系図	209
施工体制台帳（顔写真）	210
再生資源化等報告書	211
再生資源利用計画書(実施書)	
－ 建設資材搬入工事用 －	213
再生資源利用促進計画書(実施書)	
－ 建設副産物搬出工事用 －	214
ダンプトラック等管理表	215
建設発生土搬出量等管理表	216
高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	217
<u>【新設】</u>	

